

県立大学に関する映画・新聞による広報業務委託 仕様書

1 業務名称

県立大学に関する映画・新聞による広報業務委託

2 目的

県立大学については、令和7年2月に「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ～地域に愛され、ともに成長する大学を目指して～」を公表するなど、開学に向けて準備を進めているところ。

本業務は、県立大学について、映画館での広告放映や新聞広告を活用した情報発信を行うことで、県民の県立大学に対する関心を広く喚起することを目的とする。

3 業務内容

(1) 映画館での広告放映

- ・以下のとおり、映画館で映画の放映前に、スクリーンで県立大学広報動画を放映する。

放映場所：109 シネマズ佐賀、イオンシネマ佐賀大和の2館での全スクリーン放映

期間：13週間

時期は令和8年7月下旬から令和8年10月下旬頃を想定しているが、詳細な時期は県と協議のうえ決定すること。

放映内容：県が提供する県立大学広報動画（動画の時間は60秒）

- ・放映する動画データは県がMP4形式で提供する。映画館で配信を行うためのデータフォーマット等は受託者が行うこと。
- ・業務完了時に提出する業務完了報告書において、期間中の観客数を報告すること。

(2) ウェブ掲載用記事及び新聞広告掲載用記事の制作・掲載

ア) 掲載内容の概要

- ・掲載する記事の内容については以下のとおりとする。（ウェブ掲載用記事及び新聞掲載用記事の両方に共通する事項）

記事内容：同じテーマでウェブ掲載用と新聞掲載用の記事を制作する。ウェブ掲載用は内容を増強した詳細版、新聞掲載用はウェブ掲載用から内容を一部抜粋した簡略版とする。全2回の掲載テーマは以下を想定している。

①令和8年8月1、2日に実施予定の高校生向けイベントの様子

②令和9年3月に実施予定の「さが探究プレゼン大会」の様子・結果紹介
なお、上記②は、ウェブ掲載用は制作せず、新聞掲載用のみとする。

掲載時期：①は令和8年9月中旬頃、②は令和9年3月頃に1回ずつの掲載を想定している。ウェブ掲載用と新聞掲載用の掲載タイミングは合わせる。時期の詳細については、県の指示に従うこと。

デザイン：ウェブ掲載用と新聞掲載用のいずれも、県民の興味・関心を引き、期待感を与えるデザインとすること。

取材・撮影：各テーマ（2回分）の記事制作に必要な取材及び写真撮影を行うこと。

イ) ウェブ掲載用記事の制作

内容 : 「ア」の取材内容を踏まえ、記事を制作する。A4サイズ2～3枚程度を想定しているが、内容の詳細は県と協議のうえ決定すること。色はカラーとする。

掲載先 : 佐賀県ホームページを掲載先として、PDFデータで掲載する。掲載手続は県が行うこととする。県ホームページへの掲載にあたって、県に対し掲載用データとしてPDFデータを納品すること。

ウ) 新聞広告制作・掲載

内容 : ①については「イ」のウェブ掲載用記事の内容を簡略化し、編集した記事を制作する。②については、新聞記事のみの制作とする。サイズは全5段、色はカラーとする。

掲載媒体 : 佐賀新聞及び西日本新聞(佐賀版)

掲載面 : 佐賀新聞は地方面を指定する。

その他 : 新聞記事に「イ」のウェブ記事掲載先の佐賀県ホームページの二次元コードを掲載し、新聞読者をウェブ記事へ誘導する。

5 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

6 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を期限までに納めるものとする。

(1) 業務完了報告書

(2) 掲載した新聞記事(佐賀新聞及び西日本新聞) 全2回分を各2部

(3) 新聞記事の校了済み電子データ(PDF形式及びai形式) 全2回分

(4) ウェブ掲載用記事データ(PDF形式及びai形式) 全1回分

(5) 取材の際に撮影した写真データ 一式

※(3)～(5)についてはUSB等の記録媒体に保存して納品すること。

(6) その他、成果品として提出を求めるもの

7 代金の支払方法

完了払

8 留意事項

(1) 本業務において、執行にあたり必要となる著作権や肖像権等の権利処理は、受託者が関係団体と協議のうえ、適切に対応すること。また、既存の県立大学パンフレットの素材などを使用する場合は、当該パンフレットの制作者と著作権及び素材の使用料の取扱い等について協議のうえ、適切に対応すること。

(2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は県に帰属するものとする。

- (3) 県が提供した資料等を本件委託業務の目的以外に使用しないこと。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (6) 本業務を実施する上で、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と受託者が十分に協議し、対応するものとする。